

2 手数料の改定について

平成 27 年 4 月に関市水道事業給水条例第 8 条第 2 項及び関市下水道条例第 24 条の 2 の改正を予定しています。それに伴って、以下の手数料を改定します。

(1) 給水装置検査手数料について

給水装置の検査手数料を、これまでの材料検査 500 円、給水栓数 1 個につき 30 円、給水管 4mにつき 50 円から一律 2,000 円とし、名称を「審査及び検査手数料」に改めます。これにより、例えば給水装置の新設、増設、改造に関わらず、一般住宅や工場、店舗などの申請を行う際も、給水装置に係る審査及び検査手数料は一律 2,000 円となります。

(2) 排水設備完成検査手数料について

排水設備の完成検査手数料を一律 1,000 円に改定します。

また、これまで農業集落排水事業処理区については排水設備完成検査手数料を徴収していませんでしたが、平成 27 年 4 月 1 日以降の申請分から徴収します。

完成検査手数料の新旧対照表

	手数料の種類	改定前		改定後
給水装置	材料検査	各種給水栓	1 個 30 円	1 件につき 2,000 円
		給水管	4m 50 円	
	完成検査		500 円	
排水設備	完成検査	流入口 1 箇所目	200 円	1 件につき
		2 箇所目以降	1 箇所 100 円	1,000 円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定手数料について

指定給水装置工事事業者の指定手数料を、5,000 円から 14,000 円に改定します。

3 給水装置工事・排水設備工事の申請様式変更について

平成 27 年 4 月 1 日から、完成検査手数料の改定に伴い、給水装置工事・排水設備工事の申請に伴う様式を変更します。また、手数料計算以外の部分にも不都合が生じていたため、それらも合わせて変更します。

なお、旧様式での給水装置工事・排水設備工事の申請につきましては、平成 27 年 5 月末までに限って使用の猶予期間を設けますが、それ以降は工事申請の受付ができませんのでご注意ください。

(1) 給水装置・排水設備工事原簿

旧給水装置・排水設備工事原簿からの変更、追加、削除項目については、以下のとおりです。今回の変更で、原簿の裏面(図面を記入する面)についての変更はありません。

変更項目

- | | | |
|----------------|---|-------------|
| ・給水原簿番号、排水原簿番号 | → | 「原簿番号」に統一 |
| ・排水原簿番号 | → | 「水道(お客様)番号」 |
| ・材料検査手数料 | → | 「審査及び検査手数料」 |

追加項目

- | | | |
|---------------|---|------------------|
| ・「承認申請書受付(日)」 | } | 給水装置に係る分 |
| ・「承認(日)」 | | |
| ・「給水装置取出口径」 | | |
| ・「メーター口径」 | | |
| ・「台帳番号」 | | |
| ・「検査員 印」 | | |
| ・「検査合格(日)」 | } | 排水設備に係る分 |
| ・「給湯器」 | | |
| ・「処理区」 | | |
| ・承諾書欄の「排水設備」 | } | 給水装置・排水設備の両方に係る分 |

削除項目

- | | | |
|-------|---|----------|
| ・申込番号 | } | 給水装置に係る分 |
| ・受工番号 | | |
| ・給水栓 | | |
| ・給水管 | | |
| ・着工 | } | 排水設備に係る分 |

(2) 給水装置工事・排水設備工事承認申請書及び工事完成届

これまで給水装置工事と排水設備工事の承認申請書は別々の様式でしたが、平成 27 年 4 月からは、書類作成の手間と事務手続きの省力化を図るため、これらを統合し「給水装置工事・排水設備工事承認申請書」に改めます。また、完成届も給水装置工事と排水設備工事を統合し、「給水装置工事・排水設備工事完成届」に改めます。

(3) 給水装置工事・排水設備工事完成届の注意点

新様式では、工事を担当した技術者が施工状況を確認する欄を設けてあります。事前にチェックと捺印を済ませたうえで、検査を受けるようにしてください。市の検査員は給水装置の配管の深さ以外の項目を再度確認します。

排水設備工事完成検査を行う際に、これまでは施主様等の立会人が必要でしたが、新様式への変更に伴い立会を廃止し、工事を担当した技術者と市の検査員のみで検査を実施します。担当した技術者の都合がつかないときは、同じ指定店に所属する他の技術者が検査を受けてください。

(4) 申請時の提出書類

新様式に変更された後の提出書類は以下のとおりです。

ア 申請時

- (ア) 給水装置工事・排水設備工事承認申請書
- (イ) 給水装置・排水設備工事原簿
- (ウ) 上水道（給水装置）・下水道（排水設備）使用開始等届
（臨時で使用する場合）

イ 完成時

- (ア) 給水装置工事・排水設備工事完成届
- (イ) 上水道（給水装置）・下水道（排水設備）使用開始等届
- (ウ) 完成検査手数料の領収書の写し

※様式はホームページに掲載します。また、ホームページが見られない場合は窓口で原本 1 部を配布しますので、コピーして使用してください。

※ 記入例（網掛の部分を記入し、主任技術者・責任技術者の欄に押印してください）

給水装置・排水設備工事原簿

原簿番号

水道（お客様）番号

施行場所		関市 若草通3丁目1番地
申請者	住所又は所在地	関市 山ノ手3丁目1番地
	氏名又は名称	関市 花子
土地所有者	住所又は所在地	関市 山ノ手3丁目1番地
	氏名又は名称	関市 花子



施業者	事業者名		安心工務店		工種	新設	増設	変更	撤去	既設	
	給水装置工事主任技術者	排水設備責任技術者	安心 太郎								
給水装置	炊事	上	1								
	炊事	下	1								
	大便所	上									
		下									
	小便所	上									
		下									
	洋式	上	2								
	洋式	下	2								
	手洗	上									
		下									
	洗面	上	1								
		下	1								
	風呂	上	1								
		下	1								
	洗濯	上	1								
下		1									
排水設備	散水	上	2								
		下									
	給湯器	上	1								
		下									
私の 土地に 申請者の 給水装置 排水設備 を設置することを承諾します。 給水装置から分岐して 平成 年 月 日					上						
住所又は所在地					下						
氏名又は名称					上	8					
					下	6					

この工事原簿に記載された給水工事は、既設管を利用するため、今後、水圧や水量に不足が生じて、関市に対して異議申立てをしません。

平成 年 月 日 申請者（本人署名）

印

決裁	部長	水道課	課長	課員	担当	主任	技術者	安心
		下水道課	課長	課員			担当	責任

作成案

関市長 様

給水装置工事・排水設備工事の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

※ 太枠内のみ記入してください。

申請者	住所又は所在地	関市山ノ手3丁目1番地		
	フリガナ	セキシ ハナコ		
	氏名又は名称及び代表者名	関市 花子		印
	生年月日	大正・昭和・平成 XX年 X月 X日		
	電話番号	0575-22-3131	FAX	0575-23-7741
施行場所	関市若草通3丁目1番地			
施行期間	着工予定	平成XX年 X月 X日	完成予定	平成XX年 X月 X日
	工事種別	給水装置工事 新設・増設・改造・その他 () 排水設備工事 新設・増設・改造・その他 ()		
工事の詳細	別紙給水装置・排水設備工事原簿のとおり	給水種別	水道・井戸・併用	
上記の工事に関する事項をすべて下記の指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店に委託しました。				
施行場所における受益者負担金賦課のため、土地台帳を確認することに同意します。				
住所	関市山ノ手3丁目1番地	氏名	関市 花子	印
上記のとおり工事を引き受けました。については関係する条例、規則等を遵守します。				
指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店	所在地	関市倉知XXXXX		
	名称及び代表者名	安心工務店 代表 安心 太郎		印
	工事担当者名	給水装置工事主任技術者 排水設備工事責任技術者 安心 二郎		
部長	課長	課員	担当	起案
	水道			決裁
	下水			受益者負担金納入状況 新規・猶予 (年度) 完納・未納 (円)
上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。 <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 指示事項				

備考 給水装置工事又は排水設備工事のいずれかを申請する場合は、不要な文字を二重線で、不要な欄を斜線で消してください。

給水装置工事・排水設備工事完成届

作成案

平成XX年 X月XX日

関市長 様

給水装置工事・排水設備工事の完成検査を受けたいので、次のとおり届け出ます。

※ 太枠内のみ記入してください。

届 出 人	住所又は所在地	関市山ノ手3丁目1番地			
	氏名又は名称及び代表者名	関市 花子		印	
	電話番号	0575-22-3131			
指定給水装置工事事業者 ・ 下水道排水設備指定工事店	所在地	関市倉知XXXX			
	名称及び代表者名	安心工務店 代表 安心 太郎		印	
	電話番号	0575-24-6769			
施行場所	関市若草通3丁目1番地				
工 事 種 別	給水装置工事	新設・増設・改造・その他 ()			
	排水設備工事	新設・増設・改造・その他 ()			
完 成 日	平成XX年 X月XX日				
検査希望日時	平成XX年 X月XX日 14時15分				
給水装置工事	<input checked="" type="checkbox"/> 原簿のとおり施行 <input type="checkbox"/> 水圧 <input type="checkbox"/> 配管の深さ				
排水設備工事	<input checked="" type="checkbox"/> 原簿のとおり施行 <input type="checkbox"/> 配管・勾配 <input type="checkbox"/> 停滞水 <input type="checkbox"/> 雨水の分離				
上記のとおり確認しました。		給水装置工事主任技術者 排水設備工事責任技術者		安心 二郎 印	
部長	課長	課員	担当	起案	. .
	水道			決裁	. .
	下水			検査員	<input type="checkbox"/> 水道課 <input type="checkbox"/> 下水道課
					印
上記の工事を検査した結果は、次のとおりです。					
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
検査年月日	平成 年 月 日				

備考 給水装置工事又は排水設備工事のいずれかを届け出る場合は、不要な文字を二重線で、不要な欄を斜線で消してください。

4 給水装置工事施行基準について

平成27年4月1日から、関市給水装置工事施行基準を運用開始します。この基準は、関市水道事業、及び簡易水道事業等の給水装置工事实務に必要な基準を定め、工事の適正化を図ることを目的としています。

内容としては、給水装置工事主任技術者としての職務、給水装置工事の基本的なこと、給水装置工事の施工に関すること、給水装置宅内検査に関すること、受水槽、分岐可能な配水管と給水管の口径一覧表などがあります。

この関市給水装置工事施行基準は、関市のホームページに掲載するとともに、水道課のカウンターにて閲覧できるようにしてありますので、各自で確認してください。

5 井戸工事に伴う給水装置工事・排水設備工事の申請について

(1) 使用開始

井戸水を使用して下水道に排水する時は、工事の申請が必要です。新築、改築等で下水道施設の工事が伴う場合だけでなく、新たにさく井したり、配管を追加した時にも必要になります。

井戸水配管を行う時は、水道とクロスコネクションが無いように十分注意して施工してください。クロスコネクションが発覚した場合、水道法施行令第5条第1項第6号違反で罰せられることがあります。

なお、井戸水を使用して下水道に排水する時は、特段の事情が無い限り、井戸水メーターを設置するよう設計してください。井戸水メーター及びボックスは下水道課から現物支給、設置手間賃は既定の額で下水道課と委託契約行為を行います。

(2) 使用廃止

下水道に排水していた井戸配管を廃止する時は、配管の修正及びメーターを撤去するため、工事の申請が必要です。新たに原簿を作成し、工事の承認を受けてから工事を行ってください。

上下水道工事に伴う
占用申請書作成の手引き

平成 27 年 3 月 20 日

初版

関市水道部下水道課

1 占有申請の必要な工事

以下のような上下水道工事を施工する時には、各種占有申請が必要になります。

- (1) 給水管・排水管取出し工事
- (2) 水道・下水道本管延長工事 ※自費工事申請も必要
- (3) 給水・排水取出し管撤去工事

また、工事を施工する場所によって提出する申請様式が異なります。

工事施工場所	提出書類
国道 248 号、国道 418 号、県道	道路占有申請書（美濃土木事務所長あて）
市道	道路占有申請書（関市長あて）
農道、赤道、水路、市有地	法定外公共物工作物新築許可申請書
私道、私有地	上水道・下水道管工事承認申請書

※国道 156 号線については扱いが異なります。事前に下水道課までご相談ください。

2 占有申請の流れ

- (1) 工事施工者が占有許可申請書を下水道課に提出し、受付簿に記入
※洞戸、板取、武芸川、武儀、上之保の地域内で占有許可が必要な工事を行う場合は、申請書を各地域事務所に提出してください。地域事務所に提出する申請書を下水道課に提出された場合は、1・2 日余分に日数がかかります。
- (2) 関市が申請書の内容を確認した後、道路管理者に提出
- (3) 道路管理者は、交通規制（全面通行止め）を伴う申請については、関警察署に道路法第 95 条の 2 第 1 項の規定に基づく意見聴取を行う。
- (4) 道路管理者が申請書の内容を確認した後、許可書を発行
- (5) 下水道課から工事施工者に許可の連絡
- (6) 工事施工者が下水道課で許可書を受け取り、受付簿に記入
- (7) 工事施工者が工事施工日を下水道課に連絡
- (8) 県道・国道の場合は着手届を提出
- (9) 工事完了後、工事施工者が速やかに完了届を下水道課に提出し、受付簿に記入
※完了届が提出されないと、工事完成後 2 年を経過した後も道路の補修工事を求められません。また、工事に欠陥などがあり、それを原因とする事故等が発生した場合は、被害者から損害賠償を求められることがあります。

3 占有申請書の作成

占有が必要な工事を請け負ったら、占有申請書を作成し、速やかに下水道課へ提出してください。

(1) 許可申請書等の様式について

許可申請書等の指定様式については記入例を参考に作成してください。

(2) 道路の復旧方法について

市道の復旧について、一般市道と幹線道路では標準復旧方法が異なります。また、県道については事前に美濃土木事務所と協議してください。

農道や赤道等の認定外道路で舗装されているものについては、一般市道と同様の復旧方法で申請してください。

いずれの場合も原形復旧が原則ですので、申請の復旧方法に関わらず、現況に合わせて復旧施工を行ってください。なお、復旧方式が申請時と異なる場合は、道路管理者と復旧前に協議したうえで、完成届にその旨を記載してください。

(3) 道路規制計画について

工事に伴う道路の通行規制について、道路管理者及び警察との協議は、道路規制計画書に基づいて行います。作成の際には以下の点に注意してください。

ア 実作業日数は本舗装の日付を含めてください。

イ 作業区間と規制区間、道路幅員、作業幅員を明記してください。

ウ 作業区間の終端と、全面通行止めの場合の規制区間の終端は、トラ柵等で明確に区切ってください。規制区間内で事故が発生した時の検証の際に必要なになります。

エ 添付書類の迂回路及び看板設置図について、規制区間が長くなる時には規制区間の末端以外に規制区間への進入路が無いか注意してください。進入路がある場合には、必ず看板やトラ柵等の設置を記載してください。

※イ、ウ、エは警察からの申し入れ事項です。

(4) 工事期間の設定について

工事期間は本復旧が完了し、工事完了届を提出するまでです。申請書に記載した工事期間の完了までに工事完了届を提出してください。

				分類		-	-
				新規	更新	変更	年月日
<p>道路占用 <u>許可申請</u> 協議書</p>							
<p>下水第 号 平成 年 月 日</p>							
<p>関市長 様</p>							
<p>住所 関市若草通3丁目1番地</p>							
<p>氏名 水道部長 和座豊秋印 担当者 下水道課 TEL 0575-23-6769</p>							
<p>道路法 <u>第32条</u> <u>第35条</u> の規定により <u>許可を申請</u> 協議 します。</p>							
占用の目的		上下水道管取出工事					
占用の場所		路線名	関市道	幹X-XX	号線	<u>車道</u>	歩道・その他()
場所		関市 若草通3丁目1 地内					
占用物件		名称		規模		数量	
		上水 PP管 下水 VU管		φ 20(27)mm φ 100(114)mm		L=4.0m L=3.0m	
占用の期間		許可日 から 間 平成 XX年 3月 31日 まで			占有物件の 構造		別添図面のとおり
工事の期間		許可日 から 間 平成 XX年 12月 15日 まで			うち 2日間		開削工法
道路の復旧方		原形復旧	添付図書	位置図 (5万分の1以上)	平面図 (1,000分の1以上)	縦断図 (500分の1以上)	横 (1,000分の1以上)
				横断図 (100分の1以上)	構造図 (50分の1以上)		字 絵 図
備考		施工主	住所	関市若草通3丁目1	施工者	住所	関市倉知2031
		氏名	若草 一郎		商号	浄化設備(株)	
		連絡先	0575-22-3131		現場代理人	浄化 二郎	
					連絡先	0575-22-0942	

記載要領

- 「許可申請協議書」、「第32条許可を申請協議」、「第35条」及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

				分類		—	—
				新規	更新	変更	年 月 日
道路占用 許可 可答 書							
関市指令建道占第 - - 号 平成 年 月 日							
住所 関市若草通3丁目1番地							
氏名 水道部長 和座豊秋様 担当者 下水道課 TEL 0575-23-6769 施行者 浄化設備(株)							
占用の目的		上下水道管取出工事					
占用の場所		路線名	関市道 幹X-XX	号線	(車道) ・ 歩道 ・ その他()		
		場所	関市 若草通3丁目1 地内				
占用物件		名 称		規 模		数 量	
		上水 PP管 下水 VU管		φ 20(27)mm φ 100(114)mm		L=4.0m L=3.0m	
占用の期間		許可日 から 間 平成 XX年 3月 31日 まで			占有物件の 構 造		別添図面のとおり
工事の期間		許可日 から 間 うち 平成 XX年 12月 15日 まで 2日間			工 事 実 施 の 方 法		開削工法
道路の復旧方		原形復旧		添付図書	位置図 (5万分の1以上)	平面図 (1,000分の1以上)	縦断図 (500分の1以上) 横 (1,000分の1以上)
					横断図 (100分の1以上)	構造図 (50分の1以上)	字 絵 図
占用料		初年度	¥ (算定)				
		年度	¥				
		最終年度	¥				
		総額	¥				
(履行期限)納入通知書により指定する期限							
年 月 日付で 申請 協議 のあった占用については、別紙の条件を 付して 許可 回答 します。							
関市長 印							
この道路占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に関市長に異議申立することができます。							

帰 属 承 諾 書

平成 年 月 日

関 市 長 様

申請者 住所 **関市若草通3丁目1**

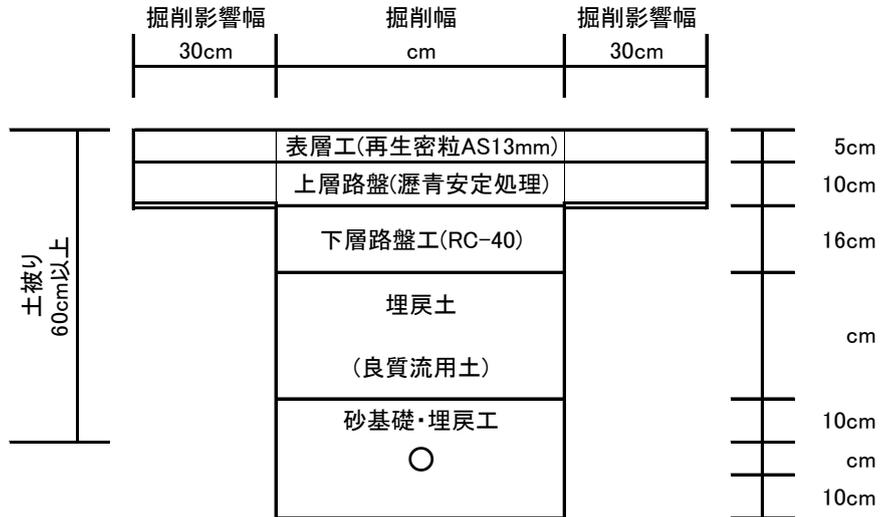
氏名 **若草 一郎** Ⓔ
 (電話) **0575 - 22 - 3131**

平成 年 月 日付けで道路占用許可を申請した下記の工事に係る施設又は工作物等については、工事完了後は無償で関市に帰属することを承諾します。

記

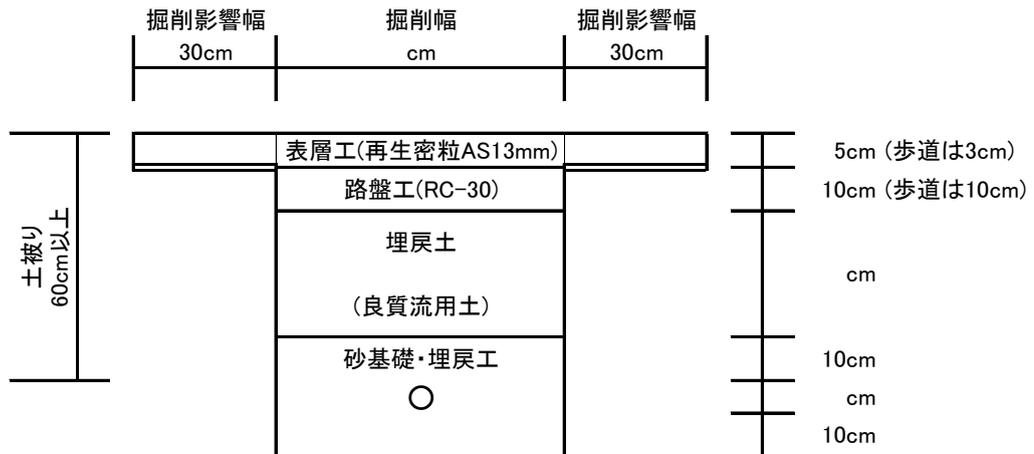
工事の場所	関市若草通3丁目1 地内				
	関市道幹X-XX号線				
工事の種別	上下水道管取出工事				
工事の目的	上下水道管取出工事				
施設又は工作物等の名称及び数量	名称	長さ	幅	面積	体積
	上水 PP管 φ 20 (27) mm	L=4. 0m			
	下水 VU管 φ 100 (114) mm	L=3. 0m			
その他					

幹線市道の舗装復旧例



※掘削影響部の路盤工(二重線部分)については、不陸整正を行うこと。

一般市道の舗装復旧例



※掘削影響部の路盤工(二重線部分)については、不陸整正を行うこと。

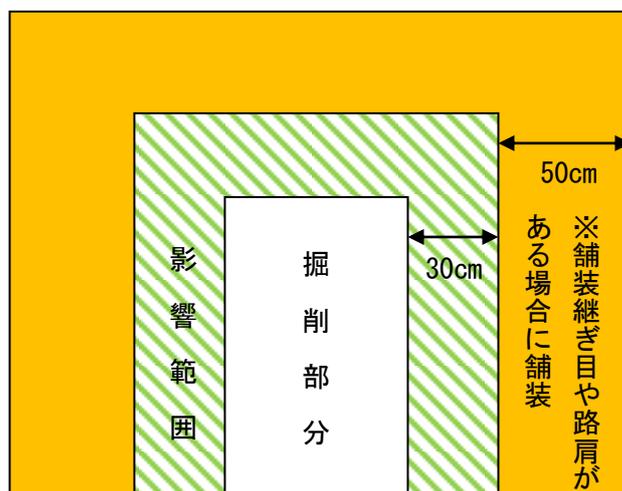
【注意事項】

- 1 国道・県道・幹線市道の舗装構成については、事前に道路管理者と協議し、確認すること。
- 2 幹線市道及び市道の現況舗装構成が申請時と異なった場合は、原形復旧すること。
この場合は、完了届にその旨を明記し、写真を添付すること。
- 3 土被り60cm未満の場合は別途協議すること。
- 4 2車線以上の道路では、センターラインまで舗装復旧すること。
- 5 残存舗装が50cm以下の場合は、全体を舗装復旧すること。
- 6 道路に対し斜めに掘削する場合、原則正方形に復旧すること。

表層舗装復旧の考え方について

【舗装工事後3年以上経過している市道の場合】

表層舗装は掘削部分（作業で表層が損壊した場合はその場所）＋影響範囲（掘削箇所周囲30cm）を舗装する。但し、影響範囲から50cm以内に舗装継ぎ目（カッター跡）や路肩がある場合はそこまで表層をめくって舗装すること。

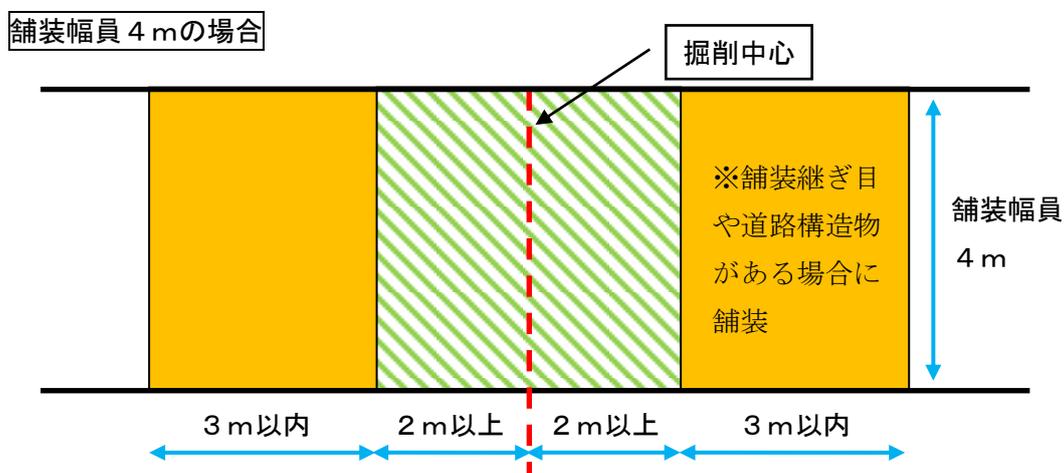


【舗装工事後3年経過していない市道の場合】

舗装工事後3年間は掘削制限期間となり、原則掘削できないが、上下水道工事等止むを得ない場合のみ、復旧方法に条件を付して特別に許可している。

表層舗装は、掘削の中心から両側に道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅で舗装復旧を行う。但し、2車線以上でセンターラインのある市道については、センターラインまでの道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅とする。

また、掘削の中心から5m以内に舗装継ぎ目や道路構造物（側溝等）がある場合は、その部分まで舗装復旧する。



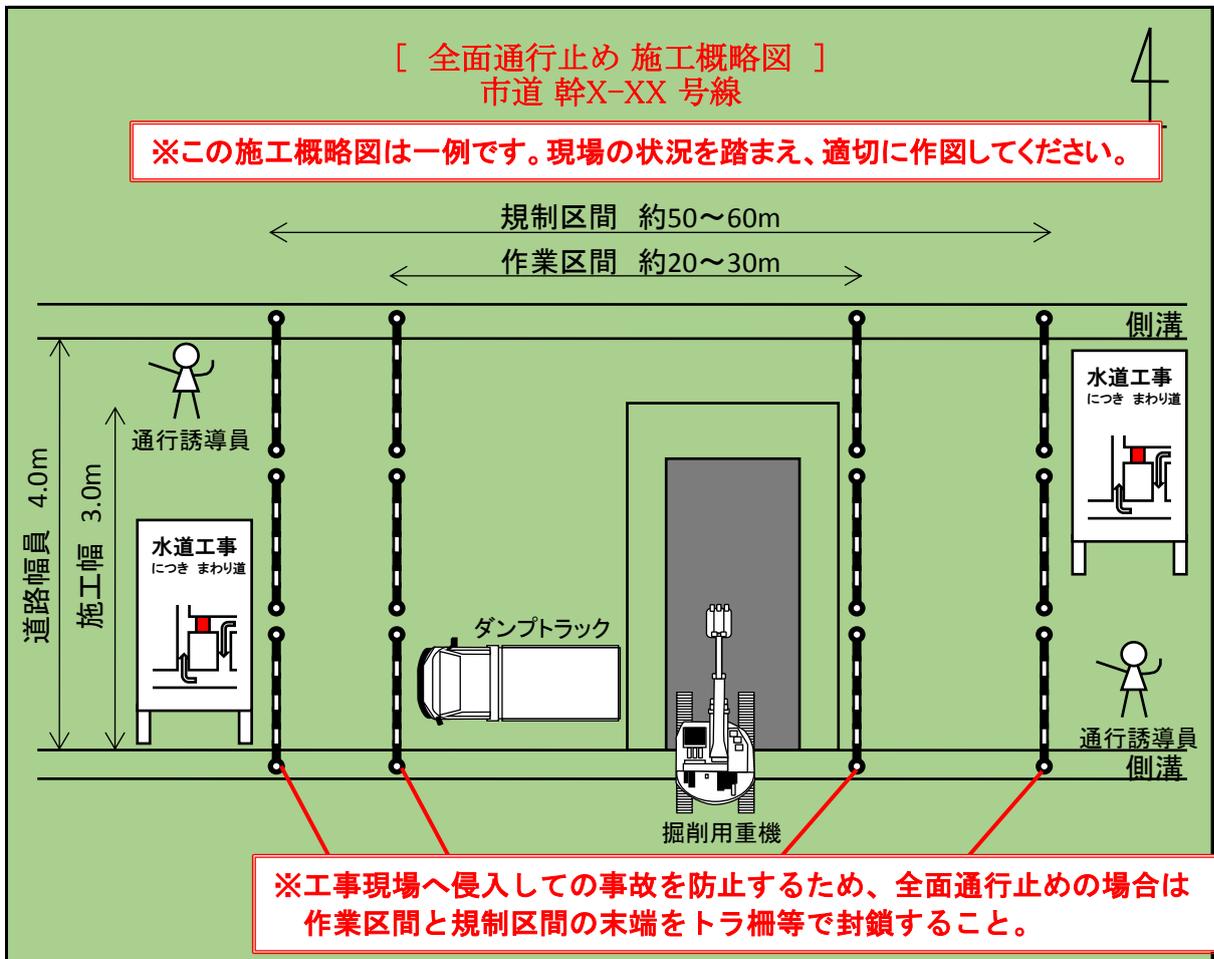
※最大復旧幅は10mとする

道路規制計画書

工事番号	
工事名	若草様邸上下水道管取出し工事
路線名	市道 幹X-XX 号線
施行場所	関市若草通3丁目1 地内
工期	許可日 から 平成 XX 年 12 月 15 日まで
工事時間	午前9時 ~ 午後5時
規制区間	関市若草通3丁目1 地内 L=約 50 m

※規制期間 許可日 から 平成 XX 年 12 月 15 日まで (うち 2日間)

※規制方法 全面通行止め



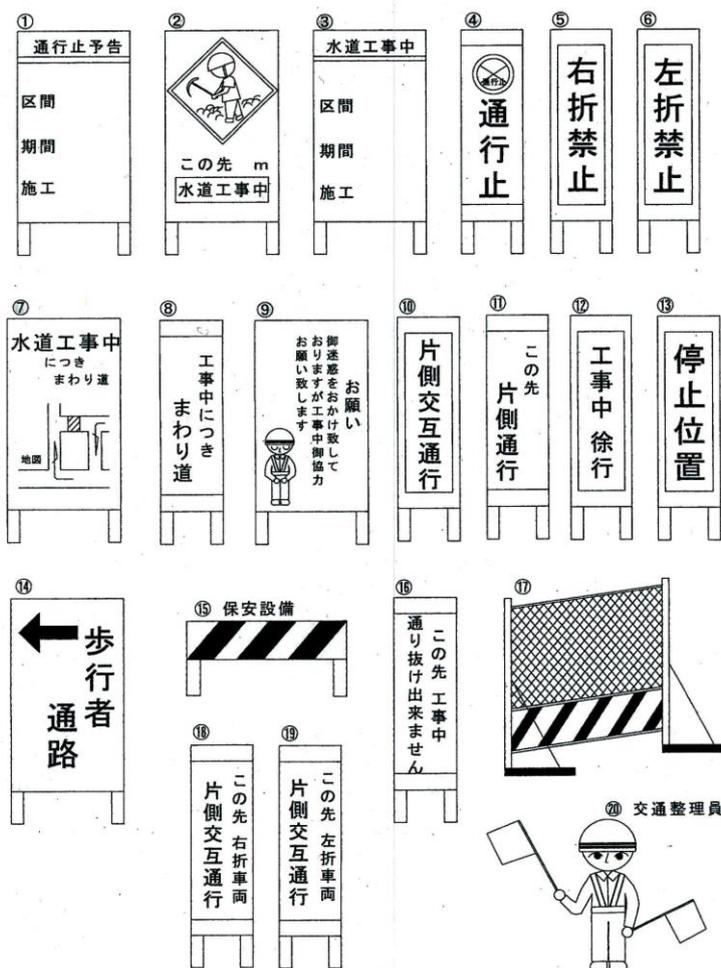
交通規制図



■ 施工箇所
 ■ 通行止め箇所
 ■ 迂回路

工所用看板 案内標識

工事中通行止・片側交互通行・歩道内作業の為歩行者の誘導（車両規制無）



参考図

この図はあくまで一例です。
規制状況が確認できるものであれば、

4 占用申請書の組み方について

提出書類は道路管理者提出用として2部、下水道課保管用として1部の提出が必要になります。

以下の順番で組み合わせて提出してください。

1. 国道・県道用

○道路管理者提出用

- (1) 許可申請書
- (2) 位置図
- (3) 工事図面
 平面図・横断図・縦断図
 構造図・断面図
- (4) 字絵図
- (5) 写真
- (6) 道路規制計画書
- (7) 交通規制図
- (8) 看板・標識図

道路管理者提出用
2部作成

○下水道課控え用

- (1) 許可申請書
- (2) 位置図
- (3) 工事図面
 平面図・横断図・縦断図
 構造図・断面図
- (4) 字絵図
- (5) 写真
- (6) 帰属承諾書

下水道課保管用
1部作成

2. 市道・農道等用

○道路管理者提出用

- (1) 許可申請書
- (2) 許可書 (市道のみ)
- (3) 位置図
- (4) 工事図面
平面図・横断図・縦断図
構造図・断面図
- (5) 字絵図 (農道等のみ)
- (6) 道路規制計画書
- (7) 交通規制図
- (8) 看板・標識図

道路管理者提出用
2部作成

○下水道課控え用

- (1) 許可申請書
- (2) 位置図
- (3) 工事図面
平面図・横断図・縦断図
構造図・断面図
- (4) 字絵図 (農道等のみ)
- (5) 帰属承諾書

下水道課保管用
1部作成

3. 私道・私有地用

○下水道課提出用

- (1) 許可申請書
- (3) 位置図
- (4) 工事図面
平面図・横断図・縦断図
構造図・断面図
- (5) 字絵図
- (6) 道路規制計画書
- (7) 交通規制図
- (8) 看板・標識図

下水道課提出用
2部作成

5 変更届について

道路占用申請を変更したい時は、速やかに変更届を提出してください。

許可申請書の右肩の「変更」欄に丸を打ち、変更箇所を朱書き訂正の上、許可申請書、許可書、変更前の許可書の写し以外は、変更があった書類のみ提出してください。

工期変更のみの場合は、許可申請書、許可書、変更前の許可書の写しのみの提出となります。

1. 道路管理者提出用

- (1) 許可申請書
- (2) 許可書 (市道のみ)
- (3) 位置図
- (4) 工事図面
 平面図・横断図・縦断図
 構造図・断面図
- (5) 字絵図 (市道以外)
- (6) 写真 (国道・県道のみ)
- (7) 道路規制計画書
- (8) 交通規制図
- (9) 看板・標識図
- (10) 変更前の許可書の写し

道路管理者提出用
2部作成

2. 下水道課控え用

- (1) 許可申請書
- (2) 位置図
- (3) 工事図面
 平面図・横断図・縦断図
 構造図・断面図
- (4) 字絵図 (市道以外)
- (5) 写真 (国道・県道のみ)
- (6) 帰属承諾書

下水道課保管用
1部作成

※朱書き訂正のやりかた

訂正する部分を取り消し線で見え消しし、そのすぐ上に赤字で変更後を記載する。

L=20m ←赤字 (変更後)

~~L=15m~~ ←黒字 (変更前)

6 着工届について

県道、国道等の美濃土木事務所所管の占用工事については着工届が必要になります。工事着工前に、必ず提出をお願いします。

7 工事完了届について

占用工事が完了したら、速やかに完了届を提出してください。完了届が提出されないと、工事完成後2年を経過した後も道路の補修工事を求められます。また、工事に欠陥などがあり、それを原因とする事故等が発生した場合は、被害者から損害賠償を求められることがあります。

1. 書類の部数について

完了届に必要な書類の部数は以下のとおりです。

(1) 国道・県道等美濃土木事務所所管分

ア 完了届

イ 工事写真

} 3部作成

(2) 市道・農道等市所管分

ア 道路管理者提出用

(ア) 完了届

(イ) 上下水道取出し工事写真チェックリスト

(ウ) 工事写真

} 道路管理者提出用
1部作成

イ 下水道課控え用

(ア) 完了届

(イ) 工事写真 (本管接続部分と配管状況※の抜粋)

(※チェックリストの4番と5番)

} 下水道課保管用
1部作成

2. 上下水道取出し工事写真チェックリストについて

工事写真は上下水道取出し工事写真チェックリストの項目に従って撮影及び整理をしてください。完了届はチェックリストの確認(施工者)欄にチェックをしたうえで提出をお願いします。

3. 舗装方法の変更について

申請した方法と現況が異なり、舗装の方法を変更した時は、完成届にその旨を記載してください。

分類 — —

工 事 完 了 届

下水第 号
平成 年 月 日

関市長 様

住所 関市若草通3丁目1番地

氏名 水道部長 和 座 豊 秋 印

担当者 下水道課

TEL 0575-23-6769

施行者 浄化設備(株)

平成 XX 年 10 月 10 日付け関市指令建道占第 XX-XX 号で 承認(許可) を受けた 自費(占用) 工事は、次の

とおり完了したので届け出ます。

記

工 事 の 場 所	関市若草通3丁目1 地内
	関市道 幹X-XX 号線
工 事 の 目 的	上下水道管取出工事
承認(許可) に係る工事期間	平成 XX 年 10 月 10 日 から 平成 XX 年 12 月 15 日まで
工事完了年月日	平成 26 年 12 月 5 日
工 事 の 記 録	別添工事写真のとおり

第 号

上記工事については、完了したものと認めます。

平成 年 月 日

関市長 印

注 完了届は、2部提出すること。

上下水道取だし工事写真 チェックリスト

占用許可番号	関市指令 建 第 1 - XX - XXX 号
占用場所	関市若草通3丁目1番地
道路番号	関市道 幹1-XXX 号線

施 工 内 容	チェック項目	確 認 (施工者)	確 認 (市)
1 着工前	施工箇所の状況が確認できるか。	○	
2 一次カッター (掘削部)	カッター幅がスケール等で確認できるか。	○	
	許可書の計画掘削幅と一致しているか。	○	
3 掘削	掘削幅がスケール等で確認できるか。	○	
	許可書の掘削幅と一致しているか。	○	
4 配管状況	給水装置の上水道本管との接続部分と配管状況が確認できるか。	○	
	排水設備の下水道本管との接続部分と配管状況が確認できるか。	○	
5 保護砂	保護砂の施工状況が確認できるか。	○	
6 埋戻し	各層20cmごとに締固め状況が確認できるか。	○	
7 仮舗装復旧	仮舗装の施工が確認できるか。	○	
8 二次カッター (影響部)	カッター幅(掘削部周囲から30センチ)がスケールで確認できるか。	○	
9 本舗装復旧	舗装厚(t=50)が確認できるか。	○	
	復旧舗装端から50センチ以内に舗装継ぎ目、路肩がないか。	○	
10 幹線道路舗装	瀝青安定処理の施工状況が確認できるか。	○	
	現況が瀝青安定処理未実施であった場合、舗装断面で未実施であることが確認できるか。	○	
11 コンクリート根巻	基礎工の施工が確認できるか。	-	
	根巻コンクリートの辺長が確認できるか。	-	
12 完成写真	施工箇所の状況が確認できるか。	○	

※該当しない項目がある場合は、確認欄に「-」を記入すること。

※確認欄(施工者)に検符したものを完了届に添付して提出すること。